

令和4年3月18日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一		
住	民	課	長	西		清	孝		
健	康	福	祉	課	長	村	井	直	
環	境	安	全	課	長	宮	下	隆	

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	藤井 専
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課長	徳楽 仁
生涯学習課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	徳田 敦史
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 町長提出 承認第 1 号及び議案第 1 号ないし第 29 号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 委員会提出 発委第 1 号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議員提出 発委第 1 号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

( 開 議 )

**南正紀議長** ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第 1 諸般の報告**

**南正紀議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

日程第2 町長提出 承認第1号及び議案第1号ないし第29号（委員長報告、質疑、討論、採決）

**南正紀議長** 次に、町長提出 承認第1号及び議案第1号ないし第29号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

**南正紀議長** 総務産業建設常任委員会委員長 南政夫君。

**南政夫総務産業建設常任委員会委員長** 議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案8件について、3月11日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第9号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直しの実施に伴い、関係する条例に所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 志賀町課制条例の一部を改正する条例については、新年度からの行政組織の改編に伴い、課の新設及び課名変更を行うため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備措置等が任命権者等へ義務付けされたことを踏まえ、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第13号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、そして、議案第14号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に準じ、特別職及び一般職の国家公務員の特別給が改定されること及び昨年12月期における期末手

当の改定を先送りしたことを踏まえ、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、議案第12号及び第13号は全会一致をもって可決すべきものと決しましたが、議案第14号については、コロナ禍により業務が多忙化する一般職員に対し、他の自治体では現状維持としたところもあり、本町も現状維持とすべきとの意見があり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 志賀町公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理等の基準に関する条例の一部を改正する条例については、下水道法施行令の一部改正に伴い、都市下水路の維持管理に新たな基準が設けられたことから、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 志賀町ケーブルテレビ施設条例を廃止する条例については、新年度からケーブルテレビネットワーク施設を金沢ケーブル株式会社へ譲渡することに伴い、当該条例を廃止するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**南正紀議長** 教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

**田中正文教育民生常任委員会委員長** はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された議案5件について、去る3月9日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第15号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例については、旧加茂小及び旧西浦小の既存体育館の生涯学習課への所管替えと健民ホッケー場の夜間照明撤去に伴う利用時間等の変更を行うため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、今年度末をもって土田保育園を休止するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 志賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、厚生労働省令の一部改正に伴い、人員配置の緩和要件や支援員養成研修への参加資格など、所要の改正を行う

ものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、未就学児の均等割の減額及び基礎課税額に係る課税限度額の見直しなどを行うため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 志賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、国の消防団員の報酬等の基準の策定等についての通知により、消防団員の年額報酬及び出動報酬の基準が定められたことを踏まえ、消防団員の処遇改善を図るため、報酬の引き上げ等、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

**南正紀議長** 予算決算常任委員会委員長 寺井強君。

**寺井強予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和3年度一般会計の補正予算にかかる専決処分の承認1件及び令和3年度各会計の補正予算にかかる議案8件並びに令和4年度各会計の当初予算にかかる議案8件のあわせて17件を、去る10日、15日、16日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略いたしますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、住民ニーズを的確に反映しているか、限られた財源が効率よく配分されているかなど、事業の必要性や効率性に主眼を置き、審査したところであります。

その結果、議案第22号 令和4年度志賀町一般会計予算について及び議案第24号 令和4年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算については、いずれも賛成多数をもって可決し、他の15案件については、全会一致をもって可決又は承認すべきものと決した次第であります。

なお、町執行部におかれましては、本委員会の審査において、各委員から出さ

れた意見、要望等を十分に踏まえ、町民の負託にこたえられるよう、なお一層、無駄の排除、経費の節減に努めながら、適正かつ的確なる予算執行にあたられますことを要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**南正紀議長** 委員長報告を終わります。

---

( 質 疑 )

**南正紀議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

**南正紀議長** これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい。議長。

**南正紀議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。

私は議案第14号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてについて、議案第21号 志賀町ケーブルテレビ施設条例を廃止する条例についてについて、議案第22号 令和4年度志賀町一般会計予算についてについて、議案第24号 令和4年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算についてについて反対の立場から討論を行います。

まず議案第14号ですが、これは人事院勧告に基づき志賀町一般職や医療関係会計年度任用職員の一部の職員の期末手当いわゆるボーナスの引き下げを行うというものであります。人事院勧告はあくまでも勧告であり義務ではありません。

今次のコロナ禍、そしてロシアのウクライナ侵攻等で燃油や食料品等の値上げが収まりません。そんな中不十分ではあるが大手の春闘回答で賃上げが続出しています。にもかかわらず逆に賃下げをする、まして本町では記憶に新しいところ

でのコロナ禍対策の財源の一部として職員の賃金カットをやったばかりであります。今は賃下げではなくて賃上げで消費に回すことが求められています。よって私は議案第14号については反対といたします。

次に議案第21号についてですが、この条例廃止には8番電話やI P音声告知端末等の使用停止撤去も含まれています。I P音声告知端末等は今なくなって初めてその必要性をより実感するものであります。私はそもそも音声告知端末等の設置仕組みは町民の安全確保の上からも必要との立場からネットワーク施設条例の廃止には反対とさせていただきます。

3点目は議案第22号 令和4年度志賀町一般会計予算についてですが、これには多くの必要・要望事業が組まれています。ただ任意の事実上、原発推進団体志賀原子力発電所環境安全対策協議会への補助金、また事実上のマイナンバーカード取得強要とともとれるカード新規取得者及び保持者への給付金、またどうしても競争が重視されてしまう国・県に加えて町独自の広範囲からの出題による学力テスト委託料等が含まれています。

今世界的に原発や石炭火発から再生可能エネルギーへ、個人情報保護の面で信頼性に欠けるマイナンバーカード、広範囲大規模テストより小範囲の小テストのほうが子ども達の意欲を引き出している事例がある中、これらに逆行する推進施策には賛成できません。

4点目は議案第24号 令和4年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。この予算には保険料の引き上げがあります。今年金は削られ、物の値段は上がり、病院窓口負担も1割から2割への突破口が開かれ、そのうえ保険料の引き上げはたまったものではありません。町小泉町長には国・県の負担増押しつけに防波堤としてしっかり「ノー」と発言・発信をしていただき、町独自で補填等して少なくとも現状維持を求めるものであります。

よって以上、議案第14号、第21号、第22号、第24号には反対の立場から反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

**南正紀議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** 他にありませんか。

(発言なし)

**南正紀議長** 討論を終結します。

-----

( 採 決 )

**南正紀議長** これより、採決します。

まず、町長提出 承認第1号 専決処分の承認について(令和3年度志賀町一般会計補正予算(第7号))を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**南正紀議長** 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第1号 令和3年度志賀町一般会計補正予算(第8号)についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**南正紀議長** 起立全員。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第2号 令和3年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてないし議案第8号 令和3年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第3号)についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり、可決され

ました。

続いて、町長提出 議案第 9 号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてないし議案第 13 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 14 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

**南正紀議長** 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 15 号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例についてないし 議案第 20 号 志賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 21 号 志賀町ケーブルテレビ施設条例を廃止する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

**南正紀議長** 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 22 号 令和 4 年度志賀町一般会計予算についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

**南正紀議長** 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 23 号 令和 4 年度志賀町国民健康保険特別会計予算についてを、採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 24 号 令和 4 年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

**南正紀議長** 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 25 号 令和 4 年度志賀町介護保険特別会計予算についてないし議案第 29 号 令和 4 年度志賀町立富来病院事業会計予算についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

---

### 日程第 3 発委第 1 号 (趣旨説明・質疑・討論 採決)

**南正紀議長** 次に、本日、議会運営委員会委員長富澤軒康君から提出のありました発委第 1 号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会委員長 富澤軒康君。

**富澤軒康議会運営委員会委員長** はい。

ただいま議題となりました委員会提出 議案第 1 号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、先ほど可決された議案第 10 号 志賀町課制条例の一部を改正する条例により、情報推進課からデジタル情報課へ課名が変更となること及び子育て支援課が新設されることとなりました。

議会の委員会条例 第 2 条には、総務産業建設及び教育民生の両常任委員会が所管する課の名称も明記しており、この度の課制条例の一部を改正することに併せて、所要の改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

**南正紀議長** 説明を終わります。

---

( 質 疑 )

**南正紀議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

**南正紀議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**南正紀議長** これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**南正紀議長** 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 発議第1号(趣旨説明・質疑・討論 採決)

**南正紀議長** 次に、本日、福田晃悦君ほか2名から提出のありました発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻の即時撤退等を求める意見書についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

3番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻の即時撤退等を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、一方的な侵略行為であり、国際社会ひ

いては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、決して容認されるものではありません。

志賀町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求めるものであり、さらには、日本政府はウクライナ・ロシア両国に在留する邦人の安全確保に全力を尽くされるとともに、ウクライナに対する人道支援、避難民支援に尽力されることを要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、本件の趣旨説明といたします。

**南正紀議長** 説明を終わります。

---

( 質 疑 )

**南正紀議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 委 員 会 付 託 省 略 )

**南正紀議長** お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**南正紀議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい。議長。

**南正紀議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 私は発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻の即時撤退等を求める意見書についてについて賛成の立場から討論を行います。

ウクライナを侵攻・侵略しているプーチン政権、ロシア軍の蛮行は断じて許されるものではありません。原発への攻撃、核兵器での脅し、そしてことあるごとく各地で病院や学校が攻撃され、避難している劇場までも爆撃するという言語道断の戦争犯罪を続けています。いかなる理由があろうと武力の行使ではなく話し合いで解決をする、これが今の国際社会での秩序だと思います。

したがって私はプーチン政権のロシア軍によるウクライナ侵攻は今すぐやめて話し合いにつくよう求めて、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻の即時撤退等を求める意見書の提出には賛成をして、討論とします。

ありがとうございました。

**南正紀議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** 他にありませんか。

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

以上で討論を終結します。

---

## ( 採 決 )

**南正紀議長** これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**南正紀議長** 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

**南正紀議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。  
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

## ( 閉 議 ・ 閉 会 )

**南正紀議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

**小泉勝町長** 議長。

**南正紀議長** 町長が発言を求めておりますので、これを許可します。

小泉町長。

**小泉勝町長** 発言の機会をいただき誠にありがとうございます。

令和4年第1回志賀町議会定例会の閉会に当たり、議員の皆様方にご挨拶を申し上げます。

今議会では一般会計のほか特別会計及び企業会計の令和4年度の当初予算をはじめ、令和3年度の補正予算、条例の改廃など承認1件議案29件についてご審議いただきました。

議員各位にはいずれも慎重審議の上にも円滑にすべての案件を可決していただきまして、心から御礼を申し上げます。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願いも申し上げます。

さて新型コロナウイルスの収束は未だ見通せない状況ではありますが、町としては引き続き、各種の感染防止対策を徹底し、3回目のワクチン接種に全力で取り組むとともに、地域経済の回復や地方創生などさらなる町の発展に向けた施策を

推進していきたいと考えております。

議員の皆様をはじめ、町民の皆様には引き続き手洗いやマスクの着用、3密の回避など、感染予防により一層の注意を払っていただくようお願いも申し上げます。

以上、令和4年第1回志賀町議会定例会の閉会に当たってのご挨拶といたします。

**南正紀議長** 以上で令和4年第1回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時40分 閉会)

---

## 議 長 報 告

- 1 議長報告第4号  
入札結果報告  
(令和4年3月9日 1件)
  
- 2 議長報告第5号  
委員会審査報告書
  
- 3 議長報告第6号  
閉会中の継続調査について
  
- 4 議長報告第7号  
例月出納検査の結果について  
(令和4年2月28日実施)
  
- 5 議長報告第8号  
要望書(母(毛嘉萍)が中国で不法に逮捕されている件に関する要望)
  
- 6 議長報告第9号  
委員会所管事務調査報告書について(議会広報特別委員会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長           南     正   紀

志賀町議会議員           寺   井     強

志賀町議会議員           堂   下     健   一